

八王子市生産緑地地区指定要綱

平成17年4月1日施行

改正 平成23年4月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年12月1日

(目的)

第1条 この要綱は、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。

(指定要件)

第3条 生産緑地地区に指定できる農地等は、市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる要件に該当する一団のものの区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (2) 面積が300㎡以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

(指定対象農地等)

第4条 生産緑地地区は、前条の要件に該当する一団の農地等の区域で、次の各号のいずれかに該当するものについて指定するものとする。

- (1) 公園又は緑地の補完の観点から必要なもの
- (2) 公害又は災害の防止の観点から特に効果が期待できるもの
- (3) 公共施設用地等として活用の可能性があるもの
- (4) 既に指定された生産緑地地区と一体化し、又は既に指定された生産緑地地区の整形化を図ることができ、一団の土地となるもの

(指定しない農地等)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する農地等は、生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 都市計画により、次に掲げる土地利用の有効・高度利用を図るべき地域・地区に指定されている区域内にあるもの
 - ア 商業地域
 - イ 容積率が300%以上に定められている地域
 - ウ 高度利用地区
 - エ 特定街区
- (2) 既に都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けている都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内にあるもの
- (3) 現に農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に規定する農地転用の届出が行われているもの（届出後の状況の変化により、現に、再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合を除く）
- (4) 過去に生産緑地地区の指定を受けた農地等であって、法第10条第2項の規定に基づく買取りの申出がされ、同法第14条の規定により行為の制限が解除されたもの（解除後の状況の変化により、現に、再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認でき、過去に解除された際の原因となった主たる従事者と異なる場合を除く）

(5) 計画的な市街地の形成を図る上で支障があると認められるもの
(指定の申請)

第6条 自己の所有する農地等について生産緑地地区の指定を受けようとする者は、八王子都市計画生産緑地地区指定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 土地登記事項証明書(申請時前3ヶ月以内の全部事項証明書)
- (3) 印鑑証明書(申請時前3ヶ月以内のもの)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの
 - ア 現況写真(営農状況がわかるもの)
 - イ その他市長が特に必要と認めるもの

(指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、八王子市都市計画審議会に諮問し、議を経て、生産緑地地区として都市計画に定めるものとする。

(指定等の通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申請に係る農地等を八王子都市計画生産緑地地区に指定したときは、当該申請をした者に対し、八王子都市計画生産緑地地区指定決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第6条の規定による申請に係る農地等を審査の上、八王子都市計画生産緑地地区に指定することが適当でないとして認めるときは、当該申請をした者に対し、八王子都市計画生産緑地地区指定申請却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(標識の設置)

第9条 市長は、生産緑地地区として都市計画に定めたときは、遅滞なく、その地区内に、これを表示する標識を設置するものとする。

(管理の指導)

第10条 市長は、生産緑地地区に指定した農地等の適正な管理について、良好な都市環境の形成に資するよう、八王子市農業委員会の協力の下に指導を行うものとする。

(適切な保持)

第11条 生産緑地地区の指定を受けた者は、農地等を適正に管理するとともに、苦情または紛争が生じた際に、誠意をもってその解決に当たるものとする。

(指定状況の変更)

第12条 生産緑地地区の指定を受けた者は、生産緑地地区の所有者、地積、地番の変更等が生じた場合、市長に指定変更届(第4号様式)を提出しなければならない。

(生産緑地地区の証明)

第13条 生産緑地地区に関する指定状況等について証明を受けようとする者は、生産緑地地区証明願(第5号様式)により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に際し、生産緑地地区証明書(第6号様式)を交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、生産緑地地区の指定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年12月1日から施行する。